

安全管理マニュアル

SORA

(令和 5 年 11 月作成)

安全管理マニュアル目次

I. 危機管理における指揮権	1
【1】 基本的指揮権	1
【2】 管理者不在時の指揮権者（現場責任者）	1
II. 地震の対応	1
【1】 事前の環境整備	1
1. 避難訓練計画	1
2. 保護者への事前連絡	2
3. 施設設備の点検等	2
【2】 地震発生時の対応	2
1. 状況別対応	2
(1) 事業所内で地震が起きた場合	2
(2) 近隣公園等事業所外・外部施設利用中で地震が起きた場合	3
(3) 事業所外（近隣公園等）で地震が起きた場合	3
(4) 送迎時に地震が起きた場合	3
2. 保護者への引き渡し	3
N T T災害伝言ダイヤルの利用方法	4
3. 残留利用児童の保護	4
4. 避難	5
(1) 指定避難場所への避難	5
(2) 事業所を離れる際の注意	5
(3) 避難場所	5
5. 負傷者の対応	5
【3】 地震発生時の体制	5
【4】 地震発生時の役割分担	6
【5】 スタッフの参集（休業日、勤務時間外）	6
III. 火災の対応	6
【1】 事前の環境整備	7
1. 避難訓練の実施	7
2. 保護者への事前連絡	7
3. 設置設備の点検等	7
【2】 火災発生時の手順	7

IV. その他の自然災害における対応と予防	8
【1】水害及び台風	8
1. 事業所で活動中に水害が発生又は台風が接近した場合	8
2. 活動開始前に風水害が発生及び台風が接近した場合	8
3. 風水害により施設に被害が出た場合	8
【2】落雷及び突風	8
1. 情報収集等	8
2. 落雷・竜巻等突風の予兆	8
3. 具体的対応	9
V. 事故発生時の対応	10
【1】事故発生後の基本的な流れ	10
【2】事故発生時の対応	10
1. 事業所内で事故が発生した場合	10
◎事故が発生した場合	12
2. 事業所外（事業所外活動等）で事故が発生した場合	13
VI. 応急処置	14
【1】外傷があるとき	14
【2】骨折が考えられるとき	14
【3】普段通りの反応や呼吸がないとき	15
VII. 生活安全の対応	15
【1】転落事故防止	15
【2】遊具事故防	15
【3】応急処置の手順	16
【4】熱中症対策	16
1. 熱中症の症状と対応	18
2. 熱中症の応急処置《フローチャート》	19
VIII. 不審者侵入時の対応	20
【1】日常の安全確保	20
【2】利用中の安全確保	20
《不審者が侵入した場合》	21
IX. 利用児童の置き去り防止対策	22
【1】送迎車の置き去り防止対策	22
【2】事業所外活動等の置き去り防止対策	22

安全管理マニュアルの目的

このマニュアルは、火災、災害、事故、事件などのあらゆる危機に対し、的確かつ迅速に対応又は予防するために必要な事項を定めて、利用児童・保護者・スタッフの生命及び健康を守ることを目的とする。

I. 危機管理における指揮権

危険発生時において的確な命令を指示する指揮権者の存在は絶対的に必要なことであり、指揮権者が不在の場合の次席者又は代行者を日常から選任していくことが必要である。選任された者はこのマニュアルの対応を基準に、利用児童・保護者・スタッフの生命の保全を最大の目的として指揮しなければならない。

【1】基本的指揮権

基本的指揮権とは、日常の業務において命令・指示権を持つ者で、順位としては次の通りとする。

- ① 管理者
- ② スタッフ

【2】管理者不在時の指揮権者（現場責任者）

<事業所外>正社員

※正社員が不在のときは、あらかじめ定めた順位により指揮をとる。

<送迎車運行時>

- ①添乗スタッフ
- ②運転手

II. 地震の対応

【1】事前の環境整備

事業所で行う震災避難訓練は、大規模地震において利用児童の生命を守るための具体的な方法をスタッフ一人ひとり及び利用児童が身につけるものである。そのためには、いつ地震災害が発生しても適切な対応ができるように環境を整えておくことが大切である。また、日頃より関係機関（消防、警察、市役所等）と密接な協力・連携体制を整えておくことも重要である。

1. 避難訓練計画

- ・大規模地震を想定した訓練の実施
- ・緊急避難訓練の実施
- ・避難訓練通路、経路の確認
- ・非常時持出備品の確認と使用方法の習得

・地震発生時における各スタッフの役割分担の確認

2. 保護者への事前連絡

- ・保護者へは、事前に緊急時における事業所の対応及び避難先を周知する。
- ・保護者からは毎年4月に緊急引受人の名前、緊急連絡先の携帯電話番号などの情報を提供してもらう。

3. 施設整備の点検等

- ・転倒しやすい家具、電化製品、備品などが転倒防止されているかを点検する。
- ・万が一出火した時に備え、消火器の所在を確認しておくとともに、消火訓練用放射器を使い、正しい使用方法を習得する。
- ・スタッフは、日常の利用環境を整備しておくとともに、利用児童の行動特性をしっかりと把握する。

【2】地震発生時の対応

1. 状況別対応

(1) 事業所内で地震が起きた場合

- ① スタッフは、利用児童に安心できるような言葉掛け、具体的に姿勢を低くして落下物から身を守るように指示する。(机の下にもぐらせる。机がない場合は、部屋の中央で頭を手で覆う)
- ② 窓ガラス、机、その他の倒れやすいもの等から利用児童を遠ざける。
- ③ スタッフはできるだけ速やかに戸やサッシ等を開けて避難口を確保する。
- ④ 揺れが収まったら、避難が必要かどうかを判断し伝える。
(揺れが小さい場合) <解除>避難の必要がないことを伝える。
(揺れが大きい場合) <避難>非難を指示し、⑤以降の対応をとる。
- ⑤ 利用児童を事業所外に避難させるとともに、事業所内に残っている利用児童がいないか、負傷者がいないか、一部屋ずつ声を掛けながら確認する。
- ⑥ 事業所外ではが利用児童とスタッフの人数及び利用児童の状況(怪我人等)を管理者に報告する。
- ⑦ 施設内には安全が確認できるまで立ち入らないようにする。
- ⑧ 速やかに火の元を閉じ、ガスや配電盤を点検し安全を確認する。万が一、事業所内及び近隣において火災が発生した場合は消火活動を行う。
- ⑨ 管理者は、全利用児童と全スタッフの安全確認と同時に、携帯電話等(建物に大きな損傷や火災が発生しておらず、電気・インターネット回線がつながっている場合は屋内のパソコン)を使い情報収集する。

(2) 近隣公園等事業所外・外部施設利用中に地震が起きた場合

- ① 建造物から遠ざけ、できるだけ中央の安全な場所に集めて座り、安心できるような言葉かけをし、揺れの収まりを待つ。
- ② 地面の亀裂・陥没・隆起・頭上の落下物に注意する。
(揺れが小さい場合) <解除>避難の必要がないことを伝える。
(揺れが大きい場合) <避難>避難を指示し、④の対応をとる。
- ③ どの場面でも揺れが収まり次第、スタッフは速やかに利用児童の安全確認を行い、利用児童の人数確認をする。

(3) 事業所外(近隣公園等)で地震が起きた場合

- ① 揺れを感じたら直ちに利用児童を集め、できるだけ塀や建造物から遠ざけ、しゃがんで揺れの収まるのを待ち、その後速やかに人数の確認をする。
- ② ブロック塀・自動販売機・屋根瓦・ガラス・看板その他の落下及び転倒物に注意をする。特に切れた電線は、直接又は水たまり・ガードレールを通して感電することがあるので十分に注意する。
- ③ 携帯電話で事業所に連絡を入れ、情報を収集するとともに指示を仰ぐ。また、必要な場合は事業所に応援を要請する。なお、連絡がつかない場合は、現場責任者の判断で行動する。
- ④ 全員無事で自力で事業所に戻れるようなら、安全を確認しながら事業所に戻る。

(4) 送迎時に地震が起きた場合

- ① 利用児童の安全第一に対応し落ち着いて行動する。
- ② その時点で送迎は中止し、利用児童の安全を確保してから携帯電話にて事業所に連絡を入れ、情報を収集するとともに指示を仰ぐ。なお、連絡が取れない場合は現場責任者の判断で行動する。
- ③ 災害の状況により応援を求めるなどして事業所に戻る。
- ④ 道路の亀裂、信号の停止、渋滞などが発生している場合もあるので、慎重に安全運転で事業所に戻る。
なお、道路が走行不可の場合は、安全な場所で待機又は近くの避難場所に一時避難する。
- ⑤ 窓ガラス・看板などの破片等落下物に注意をする。特に切れた電線は、直接又は水たまり・ガードレール等を通して感電することがあるので十分に注意する。

2. 保護者への引き渡し

- ① 引き渡し方法について、LINE(ライン)やHUG(ハグ)メールを利用して保護者へ伝える。

★災害伝言ダイヤル「171」

N T T災害伝言ダイヤルは、地震等の災害の発生時に、被災地への通信が増加し、電話がつながりにくい状況になった場合にサービスが稼働される。地震発生後にテレビやラジオなどで、「171」サービス開始の報道があり、その後利用することができる。



- ② 「緊急引き渡しカード」により、本人を確認したうえで利用児童を引き渡す。
 - ・ 負傷した利用児童については、状況を保護者に説明したうえで引き渡す。
 - ・ 医療施設に搬送した利用児童については、状況を保護者に説明したうえで医療施設に付き添う。
 - ・ 行方不明の利用児童の保護者には、管理者およびスタッフが対応する。
- ③ 時間が経っても迎えない利用児童については、保護者が迎えに来るまで引き続き保護する。

3. 残留利用児童の保護

保護者が時間内に利用児童を引き取ることが困難な場合は、保護者等が引き取りに来るまで事業所にて利用児童を保護する。

- ① 建物の倒壊や火災等の恐れがある場合は、指定避難所（松之木小学校又は八幡中学校）へ避難し、そこで利用児童を保護する。その場合、管理者又はスタッフは避難先等の行き先が分かるように玄関等に立て札や掲示板などで掲示し、保護者に伝達できるよう可能な手段を講じる。
- ② スタッフは残留する利用児童の人数、その他必要な事項を記録し管理者に報告する。

- ③ 非常用物資が不足するなど、事業所に利用児童を留めておくことが難しいと判断した場合は、利用児童を指定避難所（松ノ木小学校又は八幡中学校）に移送する。

4. 避難

(1) 指定避難所への避難

近隣の松ノ木小学校及び八幡中学校は八潮市が事前に指定した避難所になっているので、それぞれの避難所の状況を確認したうえで、適切と思われる避難所に避難する。日頃より経路を把握し利用児童を安全に誘導できるように、列を持続しながら前後にできるだけ複数のスタッフを配置して移動する。また、避難する際は利用児童の安全確保を第一とするが、災害用品など、最低限のものは持ち出すよう努める。

(2) 事業所を離れる際の注意

事業所を離れる場合は、迎えに来る保護者に所在を明らかにするために、必ず行き先が分かるよう玄関付近にその旨を掲示する。

(3) 避難場所

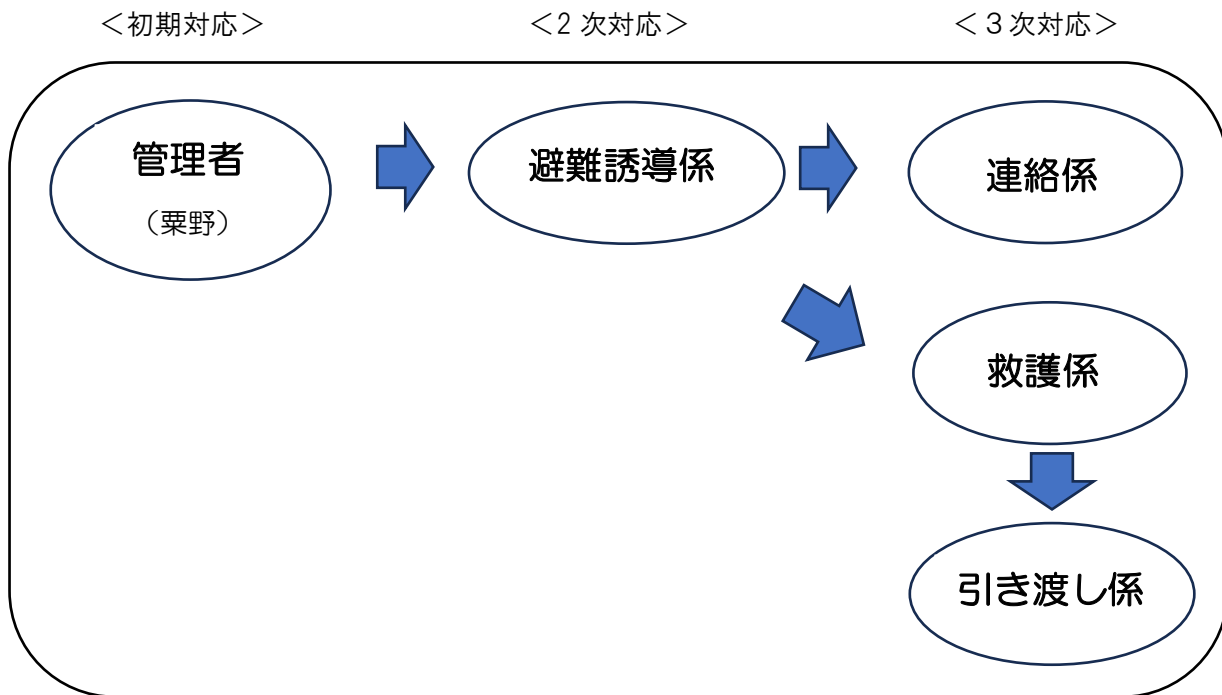
第一次避難場所八潮市立松ノ木小学校、八潮市立八幡中学校

5. 負傷者の対応

- ① 応急処置は日頃より事業所に備えてある救急用品で手当とする。
- ② 中程度以上の負傷者は近隣の病院で手当を受ける。
- ③ 更に救命・救急措置が必要な重症者・重篤者は、医療機関に搬送し治療を受ける。

【3】地震発生時の体制

- ◎管理者は、あらかじめ、災害発生時のスタッフ体制を定めておく。
- ◎管理者は、災害が発生した場合、直ちに全スタッフに対し、定められた分掌に従って災害活動に従事するよう指示する。（管理者不在の場合は、指揮権者の順位により指揮にあたる。）
- ◎初期対応：地震発生から避難まで
- ◎2次対応：避難から全員の安否確認まで
- ◎3次対応：全員の安否確認完了以降（状況に応じて臨機応変に対応する。）



【4】地震発生時の役割分担

- スタッフを割り振り、事務所に掲示するとともに、全員に配付し、各自が自分の役割を常に認識できるようにする。
- 業務の遂行にあたっては、全スタッフが役割を自覚し、迅速かつ臨機応変に対応する。
 - ・管理者の指示のもと、全利用児童・保護者・スタッフ等の安全確保を図る。
 - ・無理をせず、必要なときは、応援要員や他の係の助けを求める。
 - ・時間の経過とともに業務量の集中箇所が変化する。状況を見て、臨機応変に対応する。

【5】スタッフの参集（休業日・勤務時間外）

全スタッフは身の安全を優先した上で自宅待機とし、管理者からの連絡を待つ。

※震度5弱以下の地震であった場合も同様とする

◎連絡は電話又はメールにて通知する。

- ・被害状況を踏まえ、参集や出勤については検討とする。

Ⅲ. 火災の対応

事業所で行う避難訓練は、様々な災害時に利用児童の生命を守るための具体的な方法をスタッフ一人ひとりが身につけるためのものである。そのためには、いつ災害が発生しても適切な対応ができるように環境を整えておくことが大切である。

【1】事前の環境整備

1. 避難訓練の実施

- (1) 火災状況を想定した訓練の実施
- (2) 消火訓練の実施（初期消火・消火器の取り扱いなど）
- (3) 通報訓練の実施（消防署へ連絡）
- (4) 避難通路・経路の確認
- (5) 火災発生時における各スタッフの役割分担の確認

2. 保護者への事前連絡

- ・保護者へは、事前に緊急時における事業所の対応及び避難先を周知する。
- ・保護者からは毎年4月に携帯電話番号、緊急引受人などの情報を提供してもらう。

3. 設置設備の点検等

- ・出火元となりやすいガス器具・コンセント・配線・配電等の正しい使用方法を習得し、各器具が正常に作動しているか点検する。
- ・万一出火した時に備え、消火器の所在を確認しておくとともに正しい使用方法を習得し、緊急時に使用できるようにしておく。
- ・避難経路に障害物などがいないか常に確認する。
- ・教員は、日常の活動環境を整備しておくとともに、日常の活動の中で利用児童の行動特性をしっかりと把握しておく。

【2】火災発生時の手順

火災発生⇒周囲への周知⇒報告⇒連絡・通報⇒避難誘導・初期消火

- ① 火災を発見した第一発見者は、大きな声で周りのスタッフに知らせる。
- ② 知らせを受けたスタッフは、速やかに管理者及び他のスタッフに火災の発生を知らせ、消防署へ通報する。
- ③ 第一発見者及び知らせを聞いたスタッフは、可能な限り初期消火に努める。
- ④ 各スタッフは、管理者の指示に従い無駄なく的確な行動をする。
- ⑤ 利用児童を避難誘導し、利用児童の人数把握及び管理者への報告をする。
- ⑥ 地域住民・関係機関へ連絡を入れる。
- ⑦ 落ち着いて行動することを心がけ、利用児童に動揺を与えないように努める。
- ⑧ 出火元・火のまわり具合・煙・風向きなどを考え、より安全な場所に避難する。
- ⑨ 安全な場所まで避難した後で、状況により保護者に連絡を入れ、利用児童の引き渡しをする。
- ⑩ 火災により翌日以降営業を行うことが困難な場合は、関係各所へ連絡し今後の対応を早急に決定する。

IV. その他の自然災害における対応と予防

【1】水害及び台風

1. 事業所で営業中に風水害が発生及び台風が接近した場合
 - ・強風や大雨の際は室内で利用児童たちが落ち着けるように配慮する。
 - ・風で飛ばされそうなものは、早い段階で撤去しておく。
 - ・漏水等を発見したら速やかに報告する。
 - ・状況に応じて、送迎時間を遅らせるなどの対応をとる。
2. サービス提供中に風水害が発生及び台風が接近した場合
 - ・テレビやインターネット等で情報を収集し、管理者が営業継続・休業を判断する。
 - ・休業になった場合は、管理者から連絡メールにて全スタッフに知らせる。
 - ・休業になった場合は、電話・連絡メール等により保護者に知らせる。
3. 風水害により施設に被害が出た場合
 - ・管理者は翌日以降の療育ができるか速やかに判断し、保護者とスタッフに周知する。

【2】落雷及び突風

発達した積乱雲がもたらす落雷や竜巻等突風については、局地的な短時間の現象であり、場所と時間を特定した予測が困難です。屋外での活動においては、指導者は、随時に気象情報を確認することで、落雷や竜巻等突風、急な大雨の危険性を認識するとともに、天候の急変などの場合には躊躇することなく計画変更・中断・中止等の適切な措置を講ずることによって、利用児童等の安全を確保することが大切である。

1. 情報収集等

- ・インターネットなどで、雷注意報や竜巻注意情報等の気象情報を入手する。
- ・積乱雲は急に発達することがあるため、屋外での活動前だけでなく、活動中も随時空の様子に注意し、落雷の危険性を感じた時は、気象情報を入手して最新の状況把握に努める。
- ・屋外で活動する際は、朝から天気予報に注意する。特に「大気の状態が不安定」「急な雨に注意」「雷を伴う」「竜巻などの激しい突風」といったキーワードに注目する。・竜巻注意情報は有効期間を発表から1時間としているが、注意すべき状況が続く場合には再度発表されるので注意する。

2. 落雷・竜巻等突風の予兆

- ・真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。
- ・大粒の雨や雹（ひょう）が降り出す。
- ・雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。
- ・ひんやりした冷たい風が吹き始める。

3. 具体的対応

落雷による事故は、生命に危機を及ぼす重大な事故になりやすいが、適切な判断により事故を防ぐことが可能であることから、屋外での活動中において、天候が急変しそうな予兆がある場合には、気象に関する情報を収集するとともに、早めに中断し避難等の対応を行うことが重要である。

予想される状況	スタッフの対応	利用児童等の対応
<ul style="list-style-type: none"> ・ 雷注意報の発表。 ・ 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。 ・ 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。 ・ ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。 ・ 大粒の雨や雹（ひょう）が降り出す。 ・ 近くに雷が落ちる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりした場合は、直ちに活動を中止し、速やかに屋内に避難させる。（雷鳴が遠くても雷雲はすぐ近づいてくる。また、雨が降っていなくても落雷はある。） ・ 事業所外活動等の場合は特に注意し、速やかに活動を中止し、建物内に避難させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指示誘導により、すみやかに屋内に避難させる。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 雷の活動が止む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雷鳴が止んでから 20 分程度は落雷の危険があることから安全な場所での待機を指示する。 ・ 一つの雷雲が去っても、次の雷雲が近づく場合もあるので、新しい雷雲の接近に常に注意する。 ・ その後は、気象情報等で安全を確認の上、活動を再開するかどうか判断する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指示誘導により、安全な場所で落ち着いて待機させる。

【避難場所等に関する留意点】

- ・ 建物の中、自動車、バス、列車の中等への素早い避難が求められる。
- ・ 軒先や外壁は雷の通り道になること等に注意する。
- ・ 雷は高い場所に落ちやすい。立ち木に落ちると被害を受けるので、立ち木から離れたところに避難する。
- ・ 近くに避難する場所がない場合は、しゃがみこむ等できるだけ姿勢を低くする。

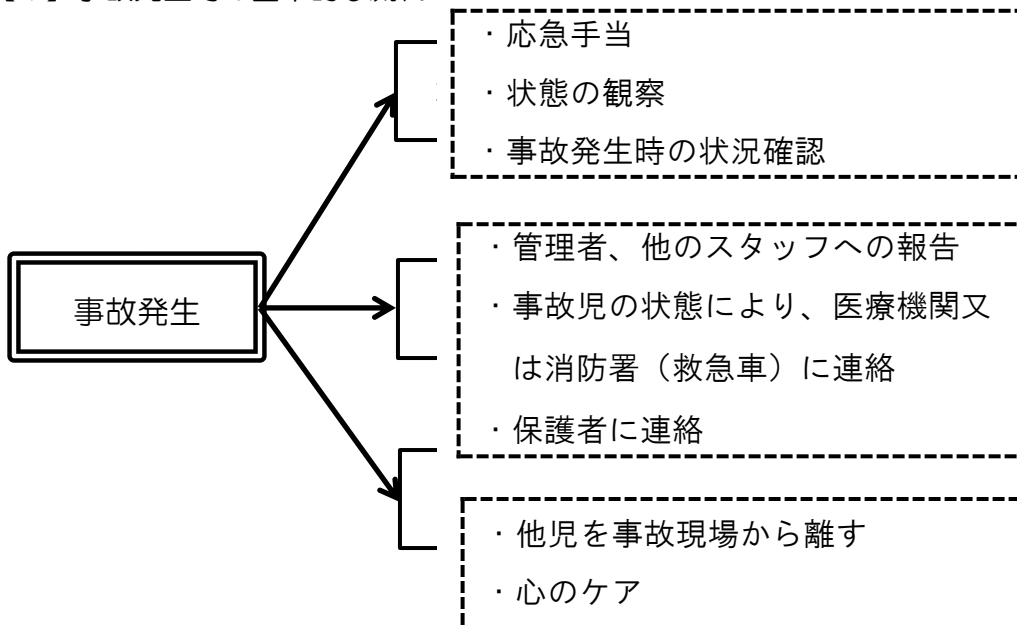
【安全な空間に避難できない場合の対応】

- ・ 近くに安全な空間が無い場合は、電柱、煙突、鉄塔、建築物などの高い物体のてっぺんを 45 度以上の角度で見上げる範囲で、その物体から 4m 以上離れたところ（保護範囲）に避難する。
- ・ 高い木の近くは危険なため、最低でも木の全ての幹、枝、葉から 2m 以上は離れる。
- ・ 姿勢を低くして、持ち物は体より高く突き出さないようにする。
- ・ 雷が鳴り止んだからといってすぐに移動しない。ある程度の時間（20 分以上）を空けてから安全な場所へ移動する。

V. 事故発生時の対応

利用児童を扱う全スタッフが連携し事故防止に努めなければならない。また、スタッフは、事故発生時に備えて応急時に備えて応急手当や適切な事故対応・保護者対応を身につけておくことが必要である。

【1】事故発生時の基本的な流れ



【2】事故発生時の対応

1. 事業所内で事故が発生した場合

- ① 事故発生時の状況及び怪我の程度を把握する。
※周囲の利用児童を当該児から遠ざける。
- ② 周囲のスタッフに声をかけ、事故発生を伝えるとともに、協力を求める。
- ③ 怪我の状況を把握し、適切な応急処置を施す。また、他に怪我人がいないか確認する。
※医師に繋げることを前提に必要な最低限の処置にする。
※必要処置の判断は単独で行わない。
- ④ 速やかに管理者へ事故状況を報告する。
- ⑤ 状況を把握し記録する。
 - ・ 事故の状況、原因、場所、時間等
 - ・ 利用児童の状態（出血や打撲の有無・顔色・全身の状態）※事実に基づいた記録を時系列に記録すること。
- ⑥ 管理者を交え、急を要するかどうかの判断をする。
 - ・ 怪我の状況から、救急車を呼ぶかどうかを判断する。
 - ・ 判断が難しい場合は、かかりつけ医または協力医療機関に連絡を入れ指示を仰ぐ。(⑦の場合を除く)
※管理者が不在の場合は、待つことなく、判断を下すこと。

⑦ 下記のような症状の場合は、直ちに救急車を要請する。

- ・意識がもうろうとしたり、うとうとしたりしている場合
- ・顔色が悪く、ぐったりとしている場合
- ・出血が止まらない場合
- ・吐き気やおう吐を繰り返している場合
- ・化学物質を誤飲した場合
- ・熱傷や火傷の面積が広い場合
- ・その他、管理者やそれに代わるものが判断した場合

※救急の処置が必要と判断した場合は、躊躇せず 119 番に連絡を入れること。

※付き添いのスタッフは、適宜事務所へ連絡を入れること。

⑧ 緊急を要さない場合は、事業所のかかりつけ医または協力医療機関で受診する。

- ・医療機関で受診する際は、事前に病院に連絡を入れ、状況の報告を聞いた事務員が付き添い、処置に必要な「事故の状況」や利用児童の既往歴やアレルギーの有無等を医師に伝える。

※診察した医師から治療状況を正確に聞く又はメモに取ること。

⑨ 保護者に事故発生状況と怪我の程度を伝える。

- ・受診する旨の了解を得る。(医院の確認)
- ・怪我の状況に応じて保護者の来院、来所をお願いする。

※傷の縫合など、保護者の同意が必要な場合もあるので、怪我の状況により、保護者に同行して（直接、医療機関へ駆けつけて）もらう。

※保護者との対話は必ずメモをとり記録に残すこと。

⑩ 保護者に、事故の発生状況・医療機関の診察・結果・今後の受診の有無を正確に説明し理解を求める。

※保護者に連絡を入れる際、いかなる状況の事故であっても、利用中に発生した事故である以上は、細心の注意と誠意を持って対応すること。

⑪ 利用児童の復帰後はよく利用児童を観察し、変化があれば管理者に報告する。

⑫ 事故後速やかに「事故報告書」を作成し、管理者の確認を受ける。

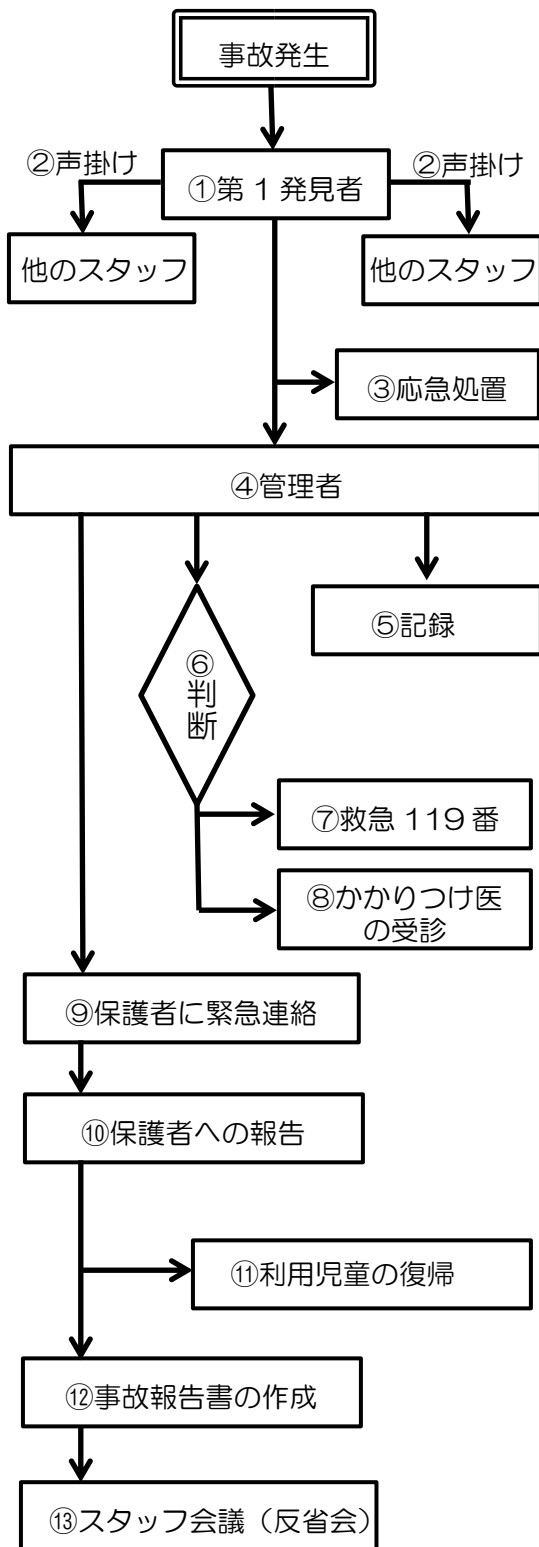
⑬ 事故発生の状況分析を行い、今後の事故防止対策などについて全スタッフで確認する。

※落ち度を追及するのではなく、「事故がどうして起きたのか」を正しく分析し、今後の活動に活かすようにする。

※検討項目「事故の報告（状況・原因・内容・対応等）」「今後の検討（原因追究・解明等）」

「原因の削除及び処置（点検・改善等）」

《事故が発生した場合》



- ① 事故発生時の状況及び怪我の程度を把握する。
- ② 周囲のスタッフに声をかけ、事故発生を伝えるとともに、協力を求める。
- ③ 怪我の状況を把握し、適切な応急処置を施す。
- ④ 速やかに管理者へ事故状況を報告する
- ⑤ 管理者と状況を把握し記録する。
- ⑥ 管理者を交え、急を要するかどうかの判断をする
- ⑦ 重篤な症状の場合は、直ちに救急車を要請する。
- ⑧ 緊急を要さない場合は、かかりつけ医または、協力医療機関で受診する。
- ⑨ 保護者に、事故発生状況と怪我の程度を伝える。
- ⑩ 保護者に、事故の発生状況・医療機関の診察・結果・今後の受診の有無を正確に説明し理解を求める。
- ⑪ 利用児童の復帰後は全スタッフが利用児童を観察し、変化があれば管理者へ報告する
- ⑫ その日のうちに事故報告書を作成する。
- ⑬ 事故発生の状況分析を行い、今後の事故防止対策などについてスタッフで確認する

2. 事業所外（事業所外活動等）で事故が発生した場合

※下記は管理者が同行しなかった場合の対応

- ① 事故発生時の状況及び怪我の程度を把握する。
- ② 周囲のスタッフに声をかけ、事故発生を伝えるとともに協力を求める。
- ③ 怪我の状況を把握し、適切な応急処置を施す。
 - ※医師に繋げることを前提に必要最低限の処置にする。
 - ※必要処置の判断は単独で行わない。
- ④ 第1発見者は、指揮権者（現場責任者）に事故状況及び怪我の程度を報告する。
 - ・事故の状況、原因、場所、時間等
 - ・利用児童の状態（出血や打撲の有無・顔色・全身の状態）
- ⑤ 指揮権者から記録係として指名された者は、状況を把握し記録する。
 - ・事実に基づいた記録を時系列に記録する。
- ⑥ 指揮権者を中心に、その場のスタッフで、急を要するかどうかの判断をする。
 - ・怪我の状況から、救急車を呼ぶかどうかを判断する。
 - ・判断が難しい場合は、事業所に報告し、管理者等から指示を仰ぐ。（⑦の場合を除く）

◎以下、⑦⑧⑨の順序は、状況に応じて対応する。

⑦ 下記のような症状の場合は、直ちに救急車を要請する。

- ・意識がもうろうとしたり、うとうとしたりしている場合
- ・顔色が悪く、ぐったりとしている場合
- ・出血が止まらない場合
- ・吐き気やおう吐を繰り返している場合
- ・化学物質を誤飲した場合
- ・熱傷や火傷の面積が広い場合
- ・その他、管理者やそれに代わるものが判断した場合

※救急の処置が必要と判断した場合は、躊躇せず119番に連絡を入れること。

※付き添いのスタッフは、適宜事業所に連絡を入れること。

- ⑧ 緊急を要さない場合は、かかりつけ医または、協力医療機関で受診する。なお、遠方の場合は、怪我の状況によりその地域の病院で受診する。
 - ・医療機関で受診する際は、事前に病院に連絡を入れ、状況の報告を聞いた事務員が付き添い、処置に必要な「事故の状況」や利用児童の既往歴やアレルギーの有無等を医師に伝える。
- ※診察した医師から治療状況を正確に聞く又はメモに取ること。
- ※遠方の病院で受診する場合は、転院する旨を医師に伝えること。

◎以降は、「事業所内で事故が発生した場合」の対応と同様

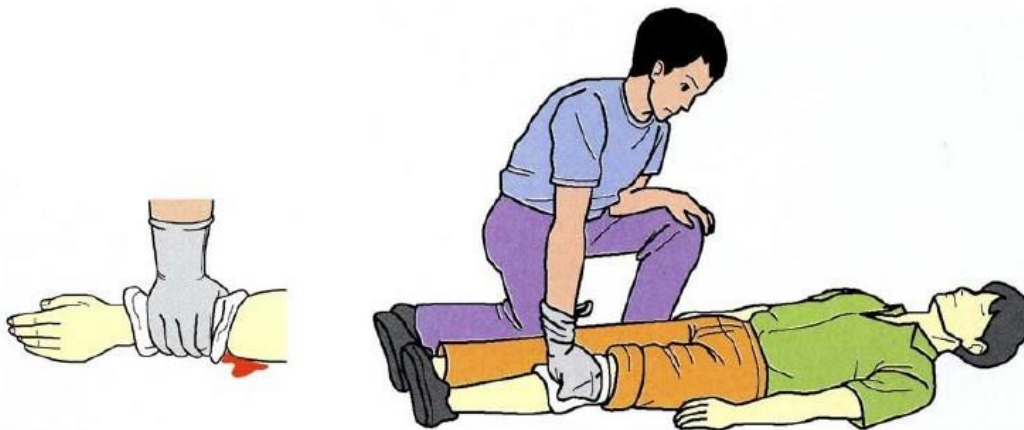
VI. 応急処置

【1】外傷があるとき

傷を放置すれば細菌に感染したり、傷の治療が遅延したり、出血や痛みが激しくなったりする。傷をガーゼや包帯で被覆し感染防止や止血することにより、悪化防止や苦痛の軽減を図ることができる。

<止血処置>

- ・ 反応、呼吸に異常があれば心肺蘇生を優先する。
- ・ 実施に当たっては感染防止措置（ビニール手袋）を施してから行う。
- ・ 出血部位にあてる部分が清潔で厚みがあり、傷を十分に覆える大きさのガーゼやタオルなどを用意する。
- ・ 出血部位をガーゼやタオルなどで直接強く圧迫して出血を止める。
- ・ 片手で止血できないときは両手で圧迫したり体重をかけたりして止血する。
- ・ 圧迫したが血がにじむような場合は、その上から重ねて圧迫する。

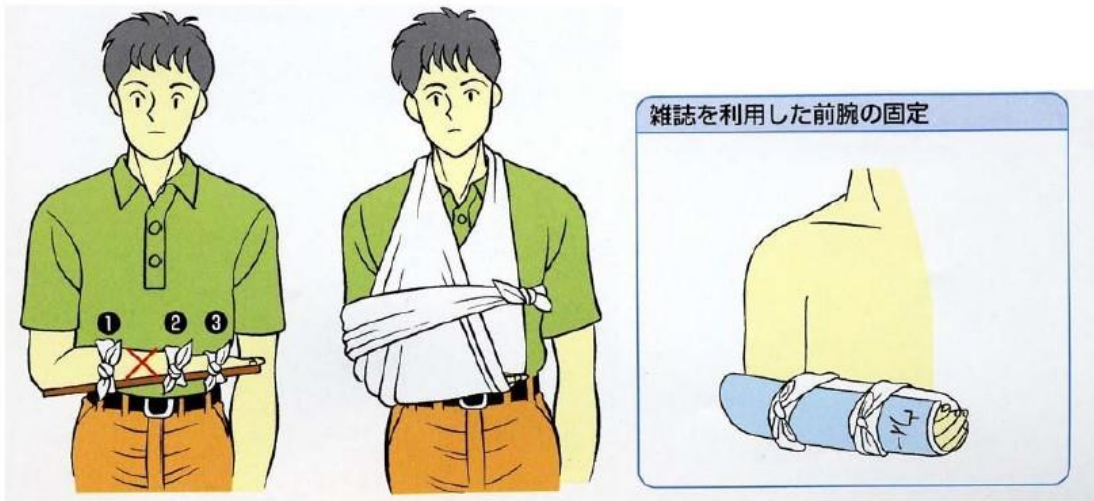


【2】骨折が考えられるとき

手や足の骨折だけでは直接生命に影響をおよぼすことはないが、痛みが持続したり、骨折により血管損傷がある場合もある。固定処置を行うことで悪化防止と苦痛の軽減を図る。

<固定処置>

- ・ 反応、呼吸に異常があれば心肺蘇生を優先する。
- ・ 受傷部を安静にするため固定する。
- ・ 傷病者を不用意に移動したり動かしたりしない。
- ・ 添え木がなく、応急に固定する時の材料は、雑誌・ダンボール・新聞紙を筒状に丸めたものなど、硬いものを利用する。
- ・ 氷水で冷却してもよいが20分以上の冷却は避ける。
- ・ 変形のあるときは矯正しない。



【3】普段通りの反応や呼吸がないとき

<心肺蘇生>

- ・人工呼吸は、ためらったり遅れるような状況であれば省略できる。
- ・人工呼吸を行うときは感染防止に十分注意する。（人工呼吸用マウスピース（一方弁付）等の使用が推奨される。）
- ・胸骨圧迫は十分な強さと、十分な速さで、絶え間なく圧迫する。
- ・水を吐かせるために、腹部を押さないこと。吐いた水を誤って飲み込む可能性がある。
- ・心肺蘇生中に吐いた場合は顔を横に向け水を吐き出す。
- ・救急隊に引き継ぐか、何らかの応答や目的のある動きが出現するか、普段どおりの息をしはじめるまで続ける。

VII. 生活安全の対応

【1】転落事故防止

① 安全教育

利用児童に対し、フェンスやベランダの手すりなどの役割や危険性を十分に理解させ、危険な行動を取らないよう指導を徹底する。

② 安全管理

倉庫、洗剤や危険物などの保管場所などには利用児童が開けるのを防ぐため、鍵による施錠を徹底する。

【2】遊具事故防止

① 安全教育

- ・遊具の危険性と安全な使い方について、機会があるごとに十分な指導に取り組む。

- ・リュックやカバンをかけたまま遊ぶ行為、縄跳びの紐等を持ちながら遊具で遊ぶ行為は、首を絞める事故につながるため、指導を徹底するとともに、見かけたら即座に行為を止めさせ、その場で指導する。

② 安全管理

- ・洗剤や危険物などの保管場所などには利用児童が開けるのを防ぐため、鍵による施錠を徹底する。
- ・目視だけではなく、金槌でたたき、揺らす、実際に作動させるなどをして点検する。
- ・土台部分の破損などの危険がないかなど十分に確認する。
- ・スタッフ間で遊具に関する情報交換を行い、事故が多い遊具や場所については、改善するよう努める。

【3】応急処置の手順

<人工呼吸>

正常な呼吸がなければ、口対口の人工呼吸により息を吹き込む。

- (1) 気道を確保したまま、額に当てた手の親指と人差指で事故者の鼻をつまむ。
- (2) 口を大きくあけて溺者の口を覆い、空気が漏れないようにして息を約1秒かけて吹き込み、溺者の胸が持ち上がるのを確認する。
- (3) いったん口を離し、同じ要領でもう1回吹き込む。

※うまく胸が膨らまない場合でも、吹き込みは2回までとし、すぐに胸骨圧迫に進むこと。

※小児の場合は呼吸停止が起こってから心停止になる場合が多いので、特に最初の人工呼吸は重要であることを認識しておく。

<胸骨圧迫>

2回の人工呼吸が終わったら、あるいは省略することにしたら、ただちに胸骨圧迫を開始し、全身に血液を送る。

- ・胸の真ん中を、片手又は重ねた両手で「強く、速く、絶え間なく」圧迫する。

※利用児童の体型によって、片手、両手を使い分けること。

- ・1分間に100回の速いテンポで30回連続して絶え間なく圧迫する。
- ・圧迫と圧迫の間（圧迫を緩めるとき）は、胸がしっかり戻るまで十分に圧迫を解除する。

（人工呼吸2回、胸骨圧迫30回の組み合わせを続ける）

救急隊員が到着したら引き継ぐ。

【4】熱中症対策

(1) 安全指導・管理

- ・環境条件を把握し、それに応じた運動、休息、水分補給などを指導する。

(2) 熱中症が起こりやすい条件

- ①前日までに比べ、急に気温が上がった場合

- ②梅雨明けをしたばかりの時
- ③活動場所が、アスファルトなどの人工面で覆われている所や草が生えていない裸地、砂の上などの場合
- ④普段の活動場所とは異なった場所での場合（涼しい所から暑い所へなど）
- ⑤休み明け、2 学期開始直後、練習の初日
- ⑥練習が連日続いた時の最終日前後
- ⑦気温はそれほどでなくとも、湿度が高い場合（例：気温 20℃・湿度 80%）

（3）暑さによる活動制限

屋外で活動する場合は、下記の表を参考に活動の中止または内容の一部変更等を行う。

※体感温度は、風（気流）も関係するため、下記の表はあくまで目安とする。

暑さ指数 (WBGT)	気温 (参考)	熱中症予防運動指針		屋外活動の制限 (自主規制)
		危険	運動は原則中止	
31℃以上	35℃以上	危険	運動は原則中止	屋外での活動中止（水遊び除く ※1）
28～31℃	31～35℃	厳重警戒	激しい運動は中止	活動内容及び環境条件（※2）によっては、活動の中止または内容の一部変更、時間的な制限を行う。
25～28℃	28～31℃	警戒	積極的に休息	
21～25℃	24～28℃	注意	積極的に水分補給	活動の制限なし
21℃未満	24℃未満	ほぼ安全	適宜水分補給	活動の制限なし

※1 全身が水に濡れる場合のみ。

※2 「2. 熱中症が起こりやすい条件」①～⑥の条件。

1. 熱中症の症状と対応



重症度
I度

- 手足がしびれる
- めまい、立ちくらみがある
- 筋肉のこむら返りがある(痛い)
- 気分が悪い、ぼーとする

・涼しい場所へ避難しましょう。
・冷やした水分・塩分を補給しましょう。
・自力で水分がとれなければ病院へ。
・必ず誰かがついて見守ります。



重症度
II度

- 頭がガンガンする(頭痛)
- 吐き気がする・吐く
- 体がだるい(倦怠感)
- 意識が何となくおかしい

服をゆるめ、ぬらしたタオルをあてたり、あおいであげて、体を積極的に冷やしましょう。(脇の下、両側の首すじ、足の付根などを冷やすと効果的です)
<チェック>
額や顔だけを冷やしても体の熱は下がりません。必ず太い血管や体全体を冷やすようにしましょう!



重症度
III度

- 意識がない
- 体がひきつける(けいれん)
- 呼びかけに対し返事がおかしい
- 真っ直ぐに歩けない・走れない
- 体が熱い



2. 熱中症の応急処置

<事前準備品> 冷却剤、送風器具、スポーツドリンク（経口補水液）等

熱中症の応急処置

もし、あなたのまわりの人が熱中症になってしまったら……。落ち着いて、状況を確認してから対処しましょう。最初の措置が肝心です。

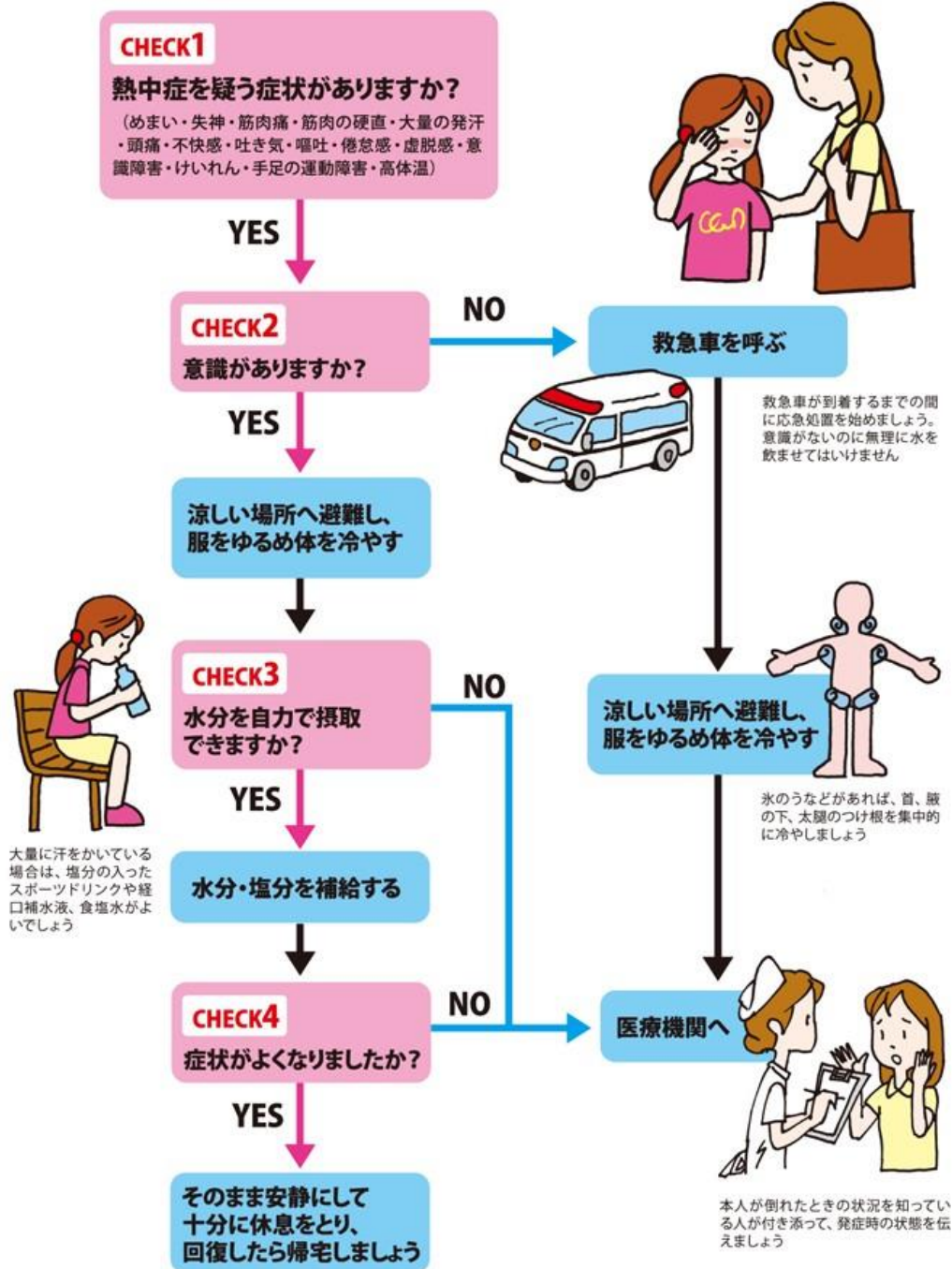


図2-7 熱中症を疑ったときには何をすべきか

VIII. 不審者侵入時の対応

事業所は、利用児童が安心して学び、スタッフが安心して業務を行う安全な場所であればならない。しかし、近年、社会的弱者を狙った事件が増加しており、事業所の安全を脅かす事件が発生する可能性もある。万が一に備えて、できる限りの防犯対策をしておくことが必要である。

【1】日常の安全確保

- ・ 訪問予定者
- ・ 利用児童の来所（入場）補助
- ・ 敷地内外の不審物の確認
- ・ 敷地外の不審者の確認
- ・ 玄関の施錠の確認
- ・ 玄関等の点検

【2】利用中の安全確保

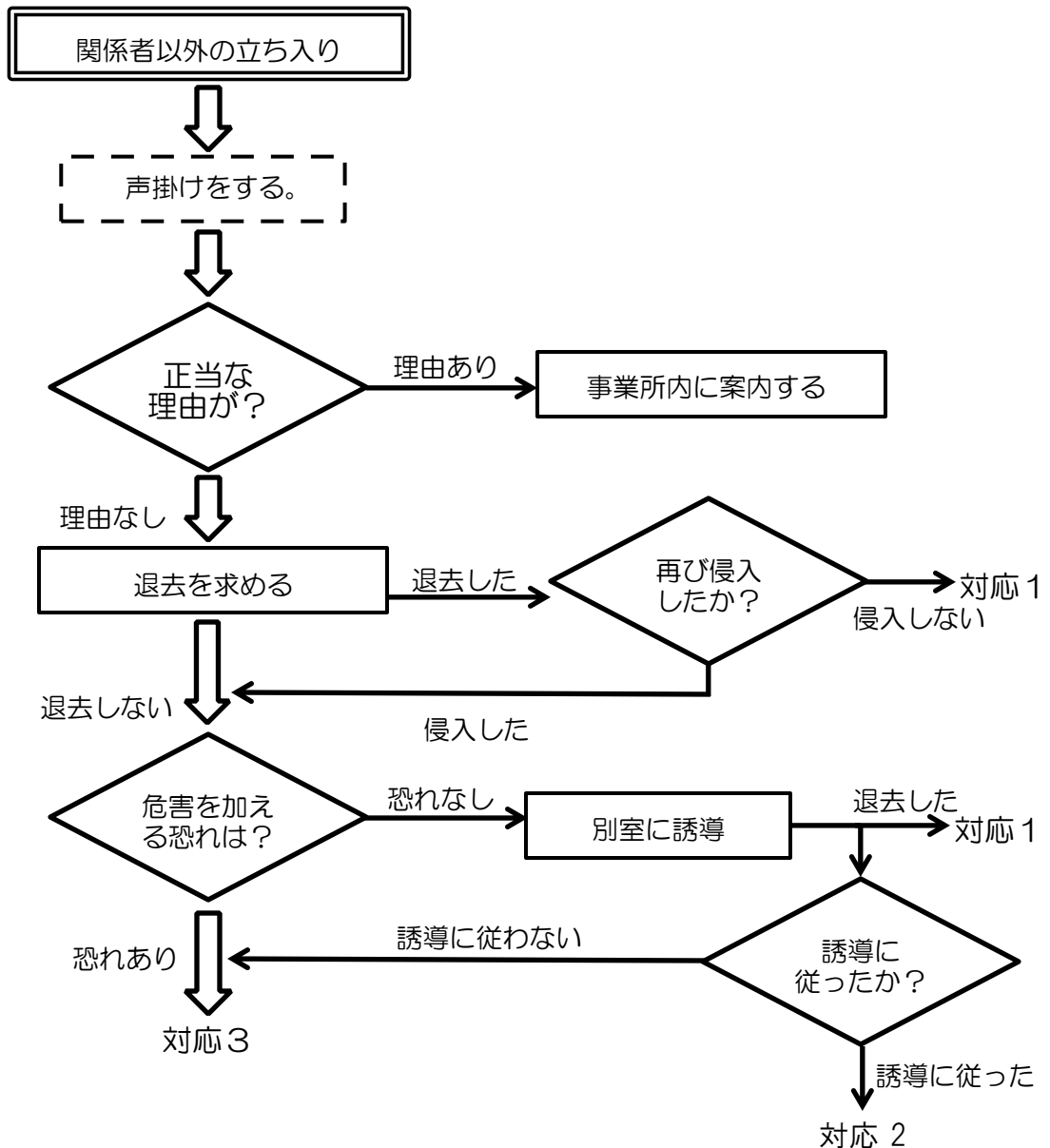
(1) 来所時

- ・ 来所時の玄関の開門は、スタッフが行う。
 - ※玄関を開けたまま利用児童を受け入れる場合は、絶対にその場を離れないこと。
 - ※何らかの理由により玄関を離れる場合は、必ず玄関を施錠すること。
 - ※来所の際、利用児童と一緒に部外者が入らないよう周囲の状況を確認すること。
- ・ 上記の受け入れ時間後に利用児童を受け入れる場合は、その都度通用門の施錠を解除するものとし、開けっ放しにはしない。

(2) 児童利用中

- ・ 玄関が閉まっているか確認する。

状況別対応フローチャート 《不審者が侵入した場合》



<対応 1>

- ・ 再び侵入しないか、不審者が見えなくなるまで観察する。
- ・ 管理者に報告する。

<対応 2>

- ・ 管理者を含め、複数のスタッフで対応する。
- ・ 警察に連絡し、対応を求める。

<対応 3>

- ・ 直ちに警察に通報する。
- ・ 警察が到着するまでは、不審者を落ち着かせるよう丁寧に対応する。その際、万が一に備え、不審者との距離を保つようにする。
- ・ スタッフ全員に、不審者情報を伝達するとともに、利用児童を屋内の安全な場所に避難させる。
- ・ 利用児童に危害を加える恐れがある場合は、身近な道具を活用し、不審者を捕獲又は対峙する。

IX. 利用児童の置き去り防止対策

幼稚園や保育園において、スクールバス車内や公園等に利用児童を置き去りにする事案が発生している。基本的に点呼や人数確認をしっかり行えば防げるものであるが、慣れや思い込みから適正な人数確認を怠ることで起こる。また、利用当初は、個々の利用児童の行動が把握できないため緊張感をもって対応するが、日が続につれ、利用児童の行動が読めるようになり、過信が生まれることも要因と考えられる。

置き去り事案を発生させないためには、マニュアル等に基づき、点呼や人数確認を行うことはもちろんのこと、スタッフ一人一人が「絶対に置き去りしない」という意識を持つことが何より重要である。

【1】送迎車の置き去り防止対策

- ① 送迎車の出発前に、HUG および電話にて連絡を受けた欠席者やバスに乗らないことになった利用児童を送迎表に正確に転記する。
- ② 乗車人数の確認
送迎表をもとに、利用児童一人一人をチェックしながら乗車させる。
- ④ 下車人数の確認
下車の際、送迎表をもとに乗車人数と下車人数に食い違いがないか確認する。

下車後の車内の確認乗務員が車内に利用児童がいないか、忘れ物がないか確認し、その後、運転手が車内の清掃と消毒を行う。

事業所内での出席確認では、HUG および電話による欠席連絡の情報をもとに、点呼により対面で出席確認を行い、欠席連絡がなく当該児童が見当たらない場合は、即時、保護者に連絡を入れ、出席の有無を確認する。

- ⑥ HUG 内のチェックシートへチェック作業を行う。

【2】事業所外活動の置き去り防止対策

- ① 定期的な人数確認目的地では、いろいろな場所へ移動するが、移動ごとに人数確認を行う。また、トイレを利用する際は、最後にスタッフが中に入り、残されている利用児童がいないか確認する。
- ② 利用児童への安全指導
利用児童に対して、場所ごとの行動範囲や危険個所を伝える。
- ③ 利用児童の監視
利用児童の行動を常に見守りし、あらかじめ決めた行動範囲の外に出た利用児童がいた場合はすぐに連れ戻す。

附 則

この手順マニュアルは令和 5 年 11 月 1 日より施行する。